

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月8日
【四半期会計期間】	第31期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神野 晴年
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5810
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 渡部 高生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5810
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 渡部 高生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 第3四半期 累計期間	第31期 第3四半期 累計期間	第30期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	10,833,860	10,950,014	14,167,081
経常利益 (千円)	549,340	497,739	569,080
四半期(当期)純利益 (千円)	291,253	340,365	262,423
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	934,682	934,682	934,682
発行済株式総数 (株)	4,703,063	4,703,063	4,703,063
純資産額 (千円)	5,373,387	5,514,058	5,363,227
総資産額 (千円)	8,807,066	9,132,542	8,758,996
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	61.93	72.38	55.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率 (%)	61.0	60.4	61.2

回次	第30期 第3四半期 会計期間	第31期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	37.89	20.34

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

国内経済は、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により厳しい状況にある中で、緩やかではありますが持ち直してまいりました。しかしその一方、欧州の債務問題等を背景とした海外景気の下振れ等に伴う急激な円高の進行やタイの洪水の影響等により企業の業績は非常に不安定なものとなりました。個人消費につきましては、復興需要を含め消費者マインドが徐々に持ち直しており、また大都市を中心に話題性のある商業施設が相次いで開設されるなど、小売業界は概ね上向きの傾向で推移いたしました。

(直営店商品販売事業)

主力であるハウス オブ ローゼ化粧品販売事業では、第2四半期において増加した新規顧客様の既存客化ならびに更なる顧客数の増加を図るべく販売力及び販売促進策の強化に取り組んでまいりましたが、その結果、新規顧客様・既存顧客様共に増加いたしました。また新スキンケア商品として専門店店舗（駅ビル、ファッションビルにテナントとして出店している店舗）向けエイジングライン「ピュアリーエイジ」を10月に発売いたしました。さらに当社の主力商品である「ボディスムーザー」が化粧品情報専門ポータルサイト「@コスメ」において「ベストコスメ大賞」（2011年石けん・ボディ洗浄料部門）を受賞いたしました。

その結果、当事業売上高は89億12百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益は3億41百万円（前年同期比14.2%減）となりました。

(直営店サービス事業)

リフレクソロジー事業は、11月に新規サロンを1店舗オープンし33店舗体制となりました。メニューの多彩化や販売促進策の強化等により震災の影響で一時減少していた顧客数も回復し、第3四半期累計売上高は前年同期比0.1%増と増加に転じました。

カーブス事業につきましては、10月に1店舗を新規にオープンし18店舗体制となりました。

その結果、当事業売上高は11億81百万円（前年同期比4.8%増）、営業利益は82百万円（前年同期比17.4%増）となりました。

(卸販売事業)

個人オーナー向け卸及び量販店向け卸売り部門は若干厳しい状況となりましたが、通販向け卸売が規模は小さいながら増加いたしました。

その結果、当事業売上高は8億56百万円（2.5%増）、営業利益は66百万円（5.6%減）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は109億50百万円（前年同期比1.1%増）、費用面では売上原価率が低下したものの、今期戦略的に投下を行なっている広告宣伝費が増加し営業利益は4億91百万円（前年同期比8.9%減）、経常利益は4億97百万円（前年同期比9.4%減）となりました。一方、第1四半期において高速道路用地収用に伴う固定資産売却益を特別利益に計上いたしましたので、当四半期純利益は3億40百万円（前年同期比16.9%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありませんが、当社の財務および事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものではないと考えております。

取組みの具体的な内容

イ．当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は現在、連結財務諸表作成会社といたしておりません。当社は創業以来の化粧品販売事業をコアビジネスと捉え、それを補完する事業を行いつつも経営資源の大部分を化粧品販売事業に投入しております。子会社につきましても、主として化粧品販売事業を進展するために法令に従い、必要最小範囲において当社が出資しております。以上のように当社に集中して投入された経営資源（財産）の活用につきましては、剰余金の処分は株主総会での決議事項としておりますが、基本方針は取締役会にて定め、執行役員制度の下、「業務分掌規程」や「職務権限規程」をはじめとする各種規程に従い執行し、その結果をフィードバックしております。さらに監査役および内部監査において定期的に適法性・妥当性および統制状況についてモニタリングを行っております。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産および経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしたします。具体的には、社外の専門家を含め、当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資しないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否および内容等を決定し実行する体制を整えます。

取組みの該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

イ．当該取組みが基本方針に沿うものであること。

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、取締役会において決議いたしました。基本方針にも掲げているように、当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。従いまして当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を個別に判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしております。

ロ．当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと。

現在「買収防衛策」を導入せず個別に評価し、社外の専門家を含め第三者の意見に基づき措置を講ずることとしております。

ハ．当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

当社は、顧客の支持をはじめ様々なステークホルダーの支援により現在に至っていると考えております。経営理念もその認識を踏まえて掲げているものであり、当社はそれに基づき事業活動に努めております。今回の基本方針は、そのことを十分念頭において取締役会にて決議いたしました。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,703,063	4,703,063	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,703,063	4,703,063	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	4,703,063	-	934,682	-	1,282,222

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である平成23年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,701,400	47,014	同上
単元未満株式	普通株式 1,363	-	同上
発行済株式総数	4,703,063	-	-
総株主の議決権	-	47,014	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式94株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2丁目21番7号	300	-	300	0.0
計	-	300	-	300	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.70%
売上高基準	- %
利益基準	2.10%
利益剰余金基準	0.23%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,495,762	2,284,590
売掛金	951,314	1,434,932
商品及び製品	1,457,330	1,793,854
その他	150,222	55,778
貸倒引当金	4,851	4,851
流動資産合計	5,049,778	5,564,305
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	477,111	463,422
土地	1,514,905	1,415,905
リース資産(純額)	79,460	39,435
有形固定資産合計	2,071,478	1,918,763
無形固定資産	10,882	6,394
投資その他の資産		
差入保証金	900,238	868,732
その他	726,619	774,346
投資その他の資産合計	1,626,858	1,643,079
固定資産合計	3,709,218	3,568,236
資産合計	8,758,996	9,132,542
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,498,611	1,679,164
短期借入金	-	400,000
1年内返済予定の長期借入金	66,560	50,040
未払法人税等	94,139	59,611
賞与引当金	194,463	53,000
その他	692,346	570,027
流動負債合計	2,546,121	2,811,843
固定負債		
長期借入金	45,790	8,260
退職給付引当金	578,820	633,327
役員退職慰労引当金	143,920	144,030
その他	81,118	21,022
固定負債合計	849,648	806,640
負債合計	3,395,769	3,618,483

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	934,682	934,682
資本剰余金	1,282,222	1,282,222
利益剰余金	4,172,170	4,295,560
自己株式	321	395
株主資本合計	6,388,752	6,512,068
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	540	1,893
土地再評価差額金	1,024,985	996,116
評価・換算差額等合計	1,025,525	998,010
純資産合計	5,363,227	5,514,058
負債純資産合計	8,758,996	9,132,542

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	10,833,860	10,950,014
売上原価	3,098,167	3,102,668
売上総利益	7,735,693	7,847,345
販売費及び一般管理費	7,196,379	7,356,282
営業利益	539,313	491,063
営業外収益		
受取利息	4,435	3,765
受取配当金	4,189	1,936
不動産賃貸料	2,634	1,647
その他	3,313	2,206
営業外収益合計	14,572	9,556
営業外費用		
支払利息	3,365	2,019
不動産賃貸原価	1,180	860
営業外費用合計	4,545	2,880
経常利益	549,340	497,739
特別利益		
固定資産売却益	-	152,396
特別利益合計	-	152,396
特別損失		
事業整理損	67,848	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	19,102	-
投資有価証券評価損	2,526	-
特別損失合計	89,478	-
税引前四半期純利益	459,862	650,135
法人税、住民税及び事業税	109,532	168,686
法人税等調整額	59,075	141,083
法人税等合計	168,608	309,770
四半期純利益	291,253	340,365

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.60%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は39,641千円減少し、法人税等調整額は39,641千円増加しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	69,321千円	56,827千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94,055	20.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,054	20.00	平成22年9月30日	平成22年12月6日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	94,054	20.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,053	20.00	平成23年9月30日	平成23年12月5日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	8,871,432	1,126,613	835,813	10,833,860
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	8,871,432	1,126,613	835,813	10,833,860
セグメント利益	398,121	70,375	70,816	539,313

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	8,912,438	1,181,106	856,469	10,950,014
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	8,912,438	1,181,106	856,469	10,950,014
セグメント利益	341,627	82,612	66,823	491,063

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	61円93銭	72円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	291,253	340,365
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	291,253	340,365
普通株式の期中平均株式数 (千株)	4,702	4,702

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成23年11月 4 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 94,053千円

(ロ) 1 株当たりの金額 20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月 5 日

(注) 平成23年 9 月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月6日

株式会社 ハウス オブ ローゼ
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居伸浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウス オブ ローゼの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウス オブ ローゼの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。